

公 告 第 276 号

## 組合規約の一部変更について

山昭健康保険組合規約の一部を、下記のとおり、変更しますので、公告  
します。

令和2年8月20日

山 昭 健康保険組合

理事長 浅 見 利 幸

### 記

山昭健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

(議員の任期)

第7条2項「前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。」の次に「ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は前任者の任期満了の日の翌日から起算する。」を加える。

(臨時組合会)

第17条に以下の項を加える。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会招集の手續)

第18条に以下の項を加える。

3 組合会はテレビ会議システム及び WEB 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム (以下「会議システム」という。) により開催することができる。

(組合会の傍聴)

第20条中「組合会において傍聴を禁止する決議があったとき」を「組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したとき」に改める。

(組合会の議決事項)

第22条に以下の項を加える。

2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第23条中「2 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。」を「4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。」に改める。

第23条に以下の項を加える。

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

(理事会の招集の手続き)

第30条に以下の項を加える。

5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の議事)

第32条に以下の項を加える。

6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」

という。）をすることができる。

(1) 理事の疾病、負傷

(2) 理事に係る災害又は交通途絶

(3) 災害等の発生による外出自粛要請

7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事長の専決)

第37条中「健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)」を「施行令」に改める。

(標準報酬)

第43条中「法第41条第1項若しくは第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるとき」を「法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるとき」に改める。

(現物給与等の算定)

以下の条文を新設する。

第43条の2 法第46条第2項の規定により、報酬の全部又は一部が、通貨以外のもの支払われる場合において、その価額の算定については、理事会の定めるところによる。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第49条に以下の項を加える。

3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(合算高額療養費付加金)

第62条中「一部負担金等」を「一部負担金等(療養費又は家族療養費の法第87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額(以下、「一部負担金相当分」という。))」に改める。

( 附 則 )

( 施行期日 )

この規約は認可の日から施行する。